

社団法人黒石市シルバー人材センター適正就業審査会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社団法人黒石市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業が適正に行われるよう審議するため、「就業基準」第5条に基づき、適正就業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(委員構成)

第2条 審査会は、社団法人黒石市シルバー人材センター安全・適正就業対策推進委員会（以下「委員会」という。）の委員を以って構成する。

- 2 審査会の会長は、委員会の委員長を以って充てる。
- 3 委員の任期は、2年とする。

(審査内容)

第3条 審査にあたっては、公正・公平な視点で審査するものとし、次の各号について審議する。

- (1) 健康に不安があり、就業に支障があると認められるとき
- (2) 就業意欲や体力が著しく低調であると認められるとき
- (3) 就業態度に誠実さがなく、遅刻や無断休業等が多いと認められるとき
- (4) 就業上の規約や作業上の約束事を守らなかったり又は無視する言動が多く、グループ就業を阻害すると認められるとき
- (5) 発注先でトラブルが多く、センターの信用を著しく傷つけ又はその恐れのあるとき
- (6) 事故等が頻繁にあり、当該就業に支障が認められるとき
- (7) 就業に必要な知識及び技能を習得する意欲が認められないとき
- (8) 共用の用具類を粗雑に扱い又は破損させ、再度にわたる忠告にもかかわらず態度を変えないと認められるとき
- (9) 会員間においてトラブルが多いと認められるとき
- (10) 就業現場で特定の思想や宗教の勧誘又は物品の販売若しくは仲介等を行っているとき認められるとき
- (11) その他センターの信用を著しく傷つける恐れがあると認められる行為があったとき

(当事者の弁明及び関係人からの聴取)

第4条 審査会で前条各号に掲げる事項について審議する場合において、必要があると認めるときは、当該事案の当事者からの弁明及び関係人からの意見を聴取することができる。

(結果の通知)

第5条 審査会の会長は、審議・審査結果を理事長に報告し、協議の上、理事長は当該会

員にその旨を通知しなければならない。

(疑義)

第6条 審査結果に疑義が発生したときは、審査会委員が誠意をもってその説明を行わなければならない。

(秘密の厳守)

第7条 審査結果で知り得た事項については、口外してはならない。また、退任した場合も同様とする。

(審査の記録)

第8条 審査経過を明確にするため、審査記録を作成するものとする。なお、審査の記録は、個人情報が存在するため、情報公開はしない。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。